

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に係る様式一覧

- 様式1 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に係る現地見学会参加申込書
- 様式2 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する質問票
- 様式3 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書（単独法人用）
- 様式4 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書（連合体用）
- 様式5 連合協定書
- 様式6 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する誓約書
- 様式7 法人等の概要
- 様式8 指定管理者申請団体役員名簿
- 様式9 大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書
- 様式10 大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する収支計画書
- 様式11 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）
- 様式12 障がい者雇入れ計画書
- 様式13 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届（単独法人用）
- 様式14 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届（連合体用）

**大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に係る
現地見学会参加申込書**

令和 年 月 日

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 あて

FAX : 06-6202-6962
E-mail : fa0025@city.osaka.lg.jp

次のとおり、現地見学会への参加を申し込みます。

法人等の 名称	(フリガナ)	
法人等の 所在地	〒 ー	
参加者①	氏名	(フリガナ)
参加者②	氏名	(フリガナ)

担当者氏名 及び 連絡先	部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	FAX 番 号	
	E - m a i l	

- ※ 参加は1の法人等について2名までとします。
- ※ 令和7年7月28日（月曜日）午後5時までに配布場所に直接持参、FAX 又は E-mail のいずれかで、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて申し込んでください。
- ※ E-mail で送信する場合は、件名を「指定管理者現地見学会参加申込（此花作業指導所）」としてください。
- ※ FAX 又は E-mail で送信する場合は、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。

**大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する
質問票**

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 あて

FAX : 06-6202-6962
E-mail : fa0025@city.osaka.lg.jp

法人等の名称			
(質問事項)			
担当者氏名 及び 連絡先	部 署 名		
	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	E - m a i l		

- ※ 質問事項は、簡潔に要点のみ記載してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、複数枚での質問を可とします。
- ※ 令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）から同月 12 日（火曜日）までの間に、FAX 又は E-mail で、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて提出してください。
- ※ E-mail で送信する際に件名を「指定管理者募集に関する質問（此花作業指導所）」としてください。
- ※ FAX 又は E-mail で送信する場合は、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。
- ※ 質問への回答は令和 7 年 8 月 21 日（木曜日）（予定）から大阪市福祉局ホームページに掲載します。

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

(申請者)
所 在 地
法人等名称
代表者氏名

大阪市立障害者就労支援施設条例第12条の規定により、大阪市立此花作業指導所の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所在地 担当者氏名 電話番号 E-mail
------------	--------------------------------

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請団体名
(連合体名称)

(代表者) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

大阪市立障害者就労支援施設条例第12条の規定により、大阪市立此花作業指導所の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所在地 担当者氏名 電話番号 E-mail
------------	--------------------------------

連 合 協 定 書

(目 的)

第1条 本協定書は、連合体を設立して、大阪市立此花作業指導所（以下「当該施設」という。）の指定管理へ応募し、連合体として指定管理者に指定された場合、協働して当該施設の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定書に基づき設立する連合体の名称は「 」とする。

(所 在)

第3条 本連合体の所在地は〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇株式会社 内とする。
※代表者の主たる営業所に置くこと。

(構成員の所在及び名称)

第4条 各構成員の所在と名称は次のとおりとする。

所 在	名 称

(成立の時期及び解散の時期)

第5条 本連合体は、令和 年 月 日に成立し、当該施設の指定期間満了後、又は指定を取り消された後で別途協議のうえ定める日に終了するものとする。

(代表者)

第6条 本連合体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 本連合体の代表者は、当該業務の遂行に関し、大阪市と折衝する権限並びに本連合体の名義をもって業務代行料額の請求、受領及び本連合体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務運営委員会)

第8条 本連合体は、構成員にて設ける業務運営委員会にて、当該業務の運営にあたるもの

とする。

(業務統括責任者)

第 9 条 本連合体は、代表者に属する役員又は使用人から、当該業務に関する業務統括責任者を選出し、当該業務に関わる指揮監督権を一任する。

(業務従事者)

第 10 条 各構成員の代表者は、業務責任者の下で当該業務に従事する業務責任者及び業務従事者を指名する。

(担当業務)

第 11 条 各構成員の担当業務は次のとおりとする。

構成員名称	担当業務

(権利義務の譲渡の制限)

第 12 条 各構成員は、本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承し、又は担保にすることはできない。

(指定管理者決定後の効力)

第 13 条 本連合体が当該施設の指定管理者に指定された場合、構成員は協議の上、本連合体の運営につき別に詳細を定めるものとする。

(秘密保持)

第 14 条 各構成員は、本協定の内容及び本協定を通じて知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の了承なくして第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。本条の定めは、本協定終了後も有効に存続し続けるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 15 条 この協定書に定めのない事項については、業務運営委員会において定めるものとする。

本協定書の証として本書 通を作成のうえ、各通に各構成員が記名捺印し、 通は各自所持し、1 通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者）

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者）

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者）

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する誓約書

大阪市立此花作業指導所の指定管理者指定申請を行うに当たり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、大阪市立此花作業指導所指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしており、大阪市立障害者就労支援施設条例第12条各号に該当しておらず、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する事業者であると、大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が第三者委託をする場合は、これら第三者委託先から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 第三者委託先が、本誓約書2に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から第三者委託の解除又は二次以降の再々委託にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。

大阪市長 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

法 人 等 名 称

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

代表者の生年月日

年 月 日生

法人等の概要

令和 年 月 日現在

法人等名称	(フリガナ)	
法人等番号		
所在地	〒	
申請団体名 (連合体の場合)	(フリガナ)	☐ 代表者 ☐ 構成員 (いずれかに○)
設立年月日		
従業員数		
資本金		
主な業務内容		
免許・登録		

※ 連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。

指定管理者申請団体役員名簿

令和 年 月 日現在

申請対象施設	
--------	--

法人等名称	
所在地	

役 職 名	フリガナ	性別	生年月日 (和暦表記)	住 所 (注：住居表示又は 番地まで記載のこと)
	氏 名			

留意事項

- ・この名簿には、法人にあっては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
- ・この名簿により提出いただいた個人情報、募集要項に規定する欠格条項及び失格条項の該当の有無を確認するための照会に使用することがあり、それ以外の用途としては使用しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。

大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書

1 施設の管理運営

(1) 管理運営方針・手法について

※ 業務の基準「1 (1) エ 成果指標と成果目標」の(イ)について提案すること。

(2) 平等利用の確保について

※ 平等利用の確保、障がい者差別解消法に定める合理的配慮の提供に関する考え方について記載すること。

(3) 当該施設に配置される職員の体制について

※ 業務の基準「1 (2) 職員の配置基準」を踏まえ、提案すること。

※ 配置職員について、常勤又はそれ以外、保有資格についても明記すること。

(4) 個人情報の保護・情報公開についての考え方

(5) 危機管理・安全管理・虐待防止

ア 事故防止等安全対策

イ 災害等緊急時の対応

ウ 虐待防止の取り組み

2 事業計画、サービス向上策等

(1) 事業計画（年度毎の計画についても記載すること。）

※ 業務の基準「1(5) 業務の内容」及び「2 施設管理業務」に定める項目ごとに記載すること。

(2) サービス向上策（年度毎の向上策についても記載すること。）

(3) 利用者の満足度の把握・利用促進策

(利用者の満足度・要望等の把握方法と施設管理への反映、苦情への対応等)

3 施設の有効利用

他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働等

4 実績、専門性等

(1) 同種施設の管理運営実績

(2) 職員研修の実施（実績及び計画）

5 社会的責任・市の施策との整合について

(1) 環境への配慮

- ・ ISO14001の取得又はエコアクション21等の登録がある、又は申請中である
(該当 ・ 非該当)
- ・ 施設の管理運営業務において再生品の資機材を使用している
(該当 ・ 非該当)
- ・ 施設の管理運営業務に使用する車両がグリーン配送適合車である、又は申請団体の低公害車の導入率が5%以上である、又は申請団体が自動車を所有していない
(該当 ・ 非該当)

大阪市環境基本条例及び同条例に基づく大阪市環境基本計画（令和元年12月策定）を踏まえ、SDGsの達成に貢献する環境先進都市の実現に向けて申請者が果たすべき役割等について記載すること。

ア 環境への取組

イ 再生品の使用

ウ 低公害車等の導入

エ その他

(2) 就職困難者の雇用への取組み

ア 障がい者の法定雇用率2.5%を達成している (該当【 %】 ・ 非該当)

イ 各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等

就労支援事業名	雇用実績者数
大阪市地域就労支援センター	名
大阪市障害者就業・生活支援センター	名
大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター	名
大阪市自立支援センター	名
その他就職困難者の就労支援の取組み等	

ウ おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）の会員企業である
(該当 ・ 非該当)

(3) 個人情報保護など人権に関する取組み

ア 個人情報保護に関する規定の整備状況

※プライバシーマーク又はI SMS 認証を取得している場合は認証書等の写しを添付すること。

イ 人権研修の実施状況

※人権研修の実施実績を有する場合や、実施計画について記載すること。

(4) 女性活躍促進の取組み

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画について、常時雇用する従業員が300人以下であれば、計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届け出を行っていることが確認できる書類を添付すること。

※常時雇用する従業員が301人以上なら届出義務のある一般事業主行動計画策定届（労働局に届け出たこと分かるもの）で確認。確認できる書類を添付すること。

※提案内容をわかりやすくするため、本様式に別紙や参考資料の添付可能とする。

大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する収支計画書

		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
総収入（A）		円	円	円	円	円
	利用料金					
	自主事業収入					
	その他収入					
総支出（B）		円	円	円	円	円
管 理 経 費	人件費					
	事務費					
	管理費					
	光熱水費					
	修繕費					
	その他支出					
収支（A－B）						

※ 年度別に詳細な積算内訳書を別途提出すること。（任意様式）

※ 支出項目のうち、「人件費」及び「修繕費」については必ず記載すること。

※ 違約金を算定するための管理経費を明確にすること（自主事業等に関する経費を除く）。

1 収支計画に関する具体的な説明

2 独自ノウハウを活用した経費縮減策についての説明

障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）

【施設名称：_____】

令和 年 月 日現在

A 事業主	所在地	〒 —	
		電話番号	()
	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	代表者 役職・氏名	(署名又は記名押印)	
	事業の種類	()	
B 雇 用 の 状 況	区分		人数等
	① 除外率		%
	② 常用雇用労働者の数		
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人
	(ロ) 短時間労働者の数		人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ) + (ロ) × 0.5)		人
	(ニ) 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		人
	③ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数		
	(ホ) 重度身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	(ヘ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	(ト) 重度身体障がい者である短時間労働者の数		人
	(チ) 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		人
	(リ) 身体障がい者の数 ((ホ) × 2 + (ヘ) + (ト) + (チ) × 0.5)		人
	(ヌ) 重度知的障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
	(ル) 重度知的障がい者以外の知的障がい者 (短時間労働者を除く)		人
	(ヲ) 重度知的障がい者である短時間労働者の数		人
	(ワ) 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		人
	(カ) 知的障がい者の数 ((ヌ) × 2 + (ル) + (ヲ) + (ワ) × 0.5)		人
	(ヨ) 精神障がい者の数 (短時間労働者を除く)		人
(タ) 精神障がい者である短時間労働者の数		人	
(レ) 精神障がい者の数 ((ヨ) + (タ) × 0.5)		人	
④ 計 (③の(リ) + ③の(カ) + ③の(レ))		人	
⑤ 実雇用率 (④ ÷ ② (ニ) × 100)		%	
備考	(支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合) 主たる事業所の所在及び名称：		

○ **記載上の注意**

- 1 この報告書は、当該団体等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に作成すること。
- 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
- 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とします。
- 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員毎に作成すること。

○ **雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法**

- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされます）
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされます）
- ・ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます）

○ **常用雇用労働者の範囲**

常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれませんのでご注意ください。

イ	雇用期間の定めのない労働者
ロ	一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者
ハ	日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

- ・ 出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えありません。
- ・ 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって現地で採用している労働者は含みません。
- ・ 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ・ いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- ・ 短時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のことです。

○ **①除外率欄**

主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入してください。

○ **②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄**

②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入してください。

○ **③ホ「重度身体障がい者」とは**

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ **③ヘ「身体障がい者」とは**

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ **③ヌ「重度知的障がい者」とは**

知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された方。具体的には次のいずれかの場合に該当

イ	療育手帳で程度が「A」とされている方
ロ	児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている方
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

○ **③ル「知的障がい者」とは**

児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された方

○ **③ヨ「精神障がい者」とは**

精神保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい者雇入れ計画書

【施設名称： 】

1 障がい者の雇用計画人数				人
2 雇用計画の期間	雇用予定時期			人 数
	年 月			人
	年 月			人
	年 月			人
3 就業予定場所等	就業予定場所	職種名	人数	
			人	
			人	
			人	
			人	
			人	
4 計画を実現するための具体的な取組み				

上記のとおり障がい者の雇入れ計画については、確実に実施することとし、雇用後は速やかに報告します。

大阪市長 横山 英幸 様

令和 年 月 日

所 在 地

法人等名称

代表者氏名

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

(申請者)
所 在 地
法 人 等 の 名 称
代 表 者 氏 名

大阪市立此花作業指導所の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請していましたが、今般、本申請について、当方の都合により、辞退いたしますので、お届けいたします。

担当者氏名 及び 連絡先	部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	

大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請団体名
(連合体名称)

(代表者) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

大阪市立此花作業指導所の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請しておりましたが、今般、本申請について、当方の都合により、辞退いたしますので、お届けいたします。

担当者氏名 及び 連絡先	部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	